山形県中学校教育研究会　運営要綱

（１）本会の構成団体は、次のとおりとする。

　　１　山形市中学校教育研究会　　　　　　　２　上山市小中学校教育研究会

　　３　東村山地区小中学校教育研究会　　　　４　西村山学校教育研究会

　　５　北村山地区小中学校教育研究会　　　　６　最上地区小・中学校教育研究会

　　７　米沢市中学校教育研究会　　　　　　　８　東置賜地区小・中学校教育研究会

　　９　西置賜地区現職教育協議会　　　　　　10　田川地区学校教育研究会

　　11　飽海地区教育研究会

（２）会則第五条に定める研究会は、次のとおりとする。

　　１　国語　　　　　　２　社会　　　　　　　３　数学　　　　　４　理科　　　　５　音楽

　　６　造形　　　　　　７　体育　　　　　　　８　技術・家庭　　９　英語　　　　10　道徳

　　11　総合的な学習　　12　特別活動　　　　　13　進路指導　　14　メディア教育

　　15　図書館教育　　　16　新聞教育　　　17　特別支援教育　　18　へき地・小規模

19　養護　　　　　　20　学校事務

（３）各研究部で開催する全国大会・東北大会・県大会の補助金は、６年に１回を原則とする。

（４）研究部会の活動は負担加重にならないように配慮する。

（５）各構成団体の構成員（会員）は定数内教職員を原則とする。

（６）会則第十二条に定める各構成団体の負担金の算出および納期は、次のとおりとする。

　　①　負担金の算出は、会員一人あたり年間1,000円とする。

　　②　負担金の納期は、毎年７月末までとする。

（７）各研究部会の事業費および支出については、各研究部長の専決とする。

　　①　各研究部会の経理に必要な帳簿・領収書等は、各研究部会長の責任において作成し、処理する。

（８）諸会議、研究会等は、必要に応じて小学校と合同で行うことができる。

（９）非常変災等のやむを得ない理由により、諸会議への招集ができない場合には、書面表決等により決議を行うことができる。

付　　則

この運営要綱は、平成22年2月10日に改正し、平成22年4月1日より施行する。

この運営要綱は、平成28年2月16日に改正し、平成28年4月1日より施行する。

この運営要綱は、平成28年6月29日に改正し、平成28年6月29日より施行する。

この運営要綱は、令和 2 年5月27日に改正し、令和 2 年5月27日より施行する。

この運営要綱は、令和 4 年6月27日に改正し、令和 4 年6月27日より施行する。

**-28-**